

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の案を定めたので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に対し意見書を提出することが出来る。

令和 7 年 12 月 8 日

小諸市長 小泉 俊博



1 地域計画（案）を作成した地区

- ・ 北大井地区
- ・ 南大井地区

2 縦覧の期間

令和 7 年 12 月 8 日から令和 7 年 12 月 22 日まで

3 縦覧の場所

小諸市役所農林課窓口、小諸市ホームページ

4 意見書の提出

利害関係人は、当該地域計画（案）に対し意見があるときは、別紙様式の意見書を記載の上、縦覧期間満了の日までに小諸市農林課に提出してください。